

川崎市高等学校奨学金申請基準（入学支度金）

川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則第6条に規定する、川崎市高等学校奨学金のうち入学支度金の申請の基準については、次のとおり定めることとする。

- 1 受付期間の属する年の前年における、申請者と生計を一にするすべての世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）の総額が、基準額以下であること。基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に従い、別表の算式により算出した額とする。
- 2 奨学生になることを希望する者の属する世帯が震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すること。
 - （1）被災により、申請者と生計を一にする世帯員（以下「被災世帯員」という。）が、市町村民税の非課税または減免の適用を受けている状況であること。
 - （2）被災世帯員が、個人事業税の減免の適用を受けている状況であること。
 - （3）被災世帯員が、固定資産税の減免の適用を受けている状況であること。
 - （4）被災世帯員が、国民年金の保険料の減免または国民健康保険の保険料の減免及び徴収猶予の適用を受けている状況であること。
 - （5）被災世帯員が、生活福祉金の貸付を受けていること。

- 3 学業成績について、中学校における第3学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。平均値については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。なお、3学期制実施校の場合、前期を1学期と読み替えるものとし、年度末のみ評定を実施している場合は、前期を前年度と読み替えるものとする。

別表

川崎市高等学校奨学金申請基準（入学支度金）第1項の算式については、以下のとおりとする。

算式 $A + B + C + D$

符合	区分	算定方法	算式
A	生活扶助	生活保護法による保護の基準（以下「生活保護基準」という。）の規定に従い算出した、第1類基準額と第2類基準額を合算して1.2を乗じて得た額及び冬季加算に5を乗じて得た額及び期末一時扶助の額の合計額	$(\text{第1類} + \text{第2類}) \times 1.2 + \text{冬季加算} \times 5 + \text{期末一時扶助}$
B	教育扶助	生活保護基準の規定に従い算出した基準額並びに学習支援費並びに生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して1.2を乗じて得た額及び申請年度の給食費月額に1.1を乗じて得た額の合計額	$(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 1.2 + \text{給食費} \times 1.1$
C	住宅扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額に1.2を乗じて得た額	$\text{住宅扶助費} \times 1.2$
D	生業扶助	生活保護基準の規定に従い算出した、高等学校等就学費のうちの基本額及び学習支援費及び生活保護法による保護の実施要領に定める学級費を合算して1.2を乗じて得た額	$(\text{基準額} + \text{学習支援費} + \text{学級費}) \times 1.2$